

【 会 議 録 】(概 要)

日時:平成 20 年 5 月 17 日 (土) 13:30 ~ 17:00

会議名	越谷市自治基本条例審議会 第 2 回会議	場所	越谷市役所本庁舎 5 階 第 1 委員会室
件名 議題	1 開会 2 オリエンテーション (1) 「自治基本条例とは」 (2) 「越谷市の現状」 3 協議事項 (1) 審議会のスケジュールについて (2) 審議会の組織体制について (3) 部会構成員等の選出について (4) 次回の会議日程について 4 その他 5 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
出席者	出席委員 櫻井会長、佐々木副会長、東委員、有元委員、飯島委員、伊東委員、伊藤委員、植竹委員、宇佐美委員、小河原委員、小川委員、加藤委員、亀井委員、櫻井(隆)委員、高橋委員、田部井委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、樋口委員、帆苅委員、松本委員、森木委員、山口委員、渡邊委員、江利川委員、原田委員(27名) 欠席委員 池島委員、大熊委員、越野委員(3名) 事務局 大島企画部長、鈴木企画部副部長、立澤企画課長、中山企画課副主幹、田中同副主幹、青山同主査、水口同主事、斉藤同主事、鈴木同主事(9名) 支援者：特定非営利活動法人越谷NPOセンター(3名) 傍聴者 13名		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
合意・決定事項等 ・審議会のスケジュールについて、原案【資料1】のとおり決定した。 ・審議会の組織体制について、原案【資料2】、【資料3】及び【資料4】のとおり決定した。 ・運営・調整委員会に詳細なスケジュールを決める権限を与えることとした。 ・第1部会は部会長に伊藤委員、副部会長に田部井委員、運営調整委員に山口委員を選出した。 ・第2部会は部会長に小河原委員、副部会長に高橋委員、運営調整委員に有元委員を選出した。 ・第3部会は部会長に東委員、副部会長に櫻井(隆)委員を選出した。 ・次回、第3回会議を6月7日(土)に越谷市役所第二庁舎5階 大会議室で開催することとした。			

会議録（要旨）

《第2回会議》

1 開会（企画部長）

- ・櫻井会長が挨拶を行った。
- ・第1回会議に欠席した松本委員が自己紹介を行った。

2 オリエンテーション

（1）自治基本条例とは

- ・越谷NPOセンターが、オリエンテーション資料「（仮称）越谷市自治基本条例制定に向けて」に基づき、自治基本条例を制定することの背景や意義について説明を行った。

（2）越谷市の現状

- ・事務局がオリエンテーション資料「越谷市勢要覧」、「第3次越谷市総合振興計画（概要版）」、「越谷市の財政事情」、「市政世論調査（概要版）」及び「越谷市統計年報」に基づき、越谷市の現状というテーマで、それぞれの資料の概要について説明を行った。また、最上位計画である総合振興計画策定の準備を平成21年度から行う必要があるため、本年度中に条例の制定を目指すことについて説明を行った。

3 協議事項（進行 櫻井会長）

- ・会長が、会議録の署名委員3名の確認をした。（伊東委員、伊藤委員、植竹委員）

（1）審議会のスケジュールについて

- ・運営部会（暫定）の部会長（副会長）が【資料1】（越谷市自治基本条例審議会 概略スケジュール（案））に基づき説明を行った。

（会長）ただいま説明のありました審議会のスケジュールについて、ご意見、ご質問がありますか。

（A委員）先ほどのオリエンテーションの内容も踏まえ質問します。自治基本条例に基づいて総合振興計画が策定されるということですが、それ以前に作られた他の条例や計画等との整合性について、検討する必要があるのではないのでしょうか。また、既に出来ている条例と相反する自治基本条例を制定することは出来るのでしょうか。

（事務局）自治基本条例制定後に他の条例の精査をするとともに部門別の計画も自治基本条例に基づいて策定します。また、答申いただいた内容と既にある他の条例や計画等との整合性につきましては、パブリック・コメントの結果等を踏まえて議会に提案する前に調整させていただきます。

（B委員）自治基本条例の位置づけが明確でないと思います。この条例の最高法規性が担保されるのでしょうか。

（C委員）自治基本条例の最高法規性についての質問がありましたが、一般的にこの条例は最高法規といわれていますので、そのように扱っていくべきだと思います。また、答申は、調整することではなく、最大限尊重して議会へ提案していただくということではないのでしょうか。

（事務局）先程、調整と言いましたが、自治基本条例の最高法規性を最大限尊重し、既存の条例や計画等との整合性を図るということでございます。また、今後予定しております市の最上位計画である第4次総合振興計画の策定につきましても、当然、自治基本条例に定めた手続きに基づくものになります。

（E委員）審議会委員は自治基本条例策定のどの段階まで関与するのでしょうか。

(事務局) 条例の具体的内容について市長に答申するまでとなります。

(F委員) 越谷市でも議会基本条例が策定されるかもしれないと聞きました。議会基本条例と自治基本条例の関係については、どのように認識しているのでしょうか。

(事務局) 議会のそのような動きについては把握しておりません。また、具体的にどちらが上位かという事を今申し上げる事はできません。皆さんに協議していただくことや、議会と調整していくことが必要かと思われまます。

(会長) この問題については、今後、議論したらいいのではないのでしょうか。私たちは、市長から市民が中心になって条例を検討することを諮問されました。私たち市民が、市の最高法規である自治基本条例を策定するという気概をもって、取り組まなくてはならないと思います。

(G委員) 【資料1】(越谷市自治基本条例審議会 概略スケジュール案)にある骨子とは何を指すのでしょうか。また、10月に素案作成、11月に市長に答申とありますが、どのようなものを答申しなくてはならないのでしょうか。

(副会長) 骨子と素案の違いですが、骨子とは項目です。条例に盛り込むべき事項です。素案とは骨子を膨らませて、どうするのかという所まで含まれています。答申を受けて市長が議会に提案するものが条例案と認識いただければよろしいかと思ひます。

(事務局) 骨子については、どのような項目を入れたいのか、キーワード等を各部会でまとめて頂きます。素案の段階で市長に答申いただくのですが、どのような形式にするのかは、審議会で議論していただきたいと思ひます。

(G委員) 骨子の内容のみで地区や団体との懇談会が出来るのでしょうか。また、審議会の到達点、答申の形式については、共通認識しておく必要があると思ひます。

(会長) 審議会全体の共通認識としては、答申はゴツゴツとした中身だけでいいのか、条例と同様の形式にするのかということだと思ひます。このことは、とても大きな問題です。

(事務局) 条例の案を作っていたきたいと申し上げましたが、項目だけではなく内容まで踏み込んだもの、条例の形式と同様の案を作りたいと考えています。

(副会長) もう少し細かいスケジュール案、作業工程が運営部会(暫定)で提案されています。今のご意見を踏まえ、今後、協議したいと思ひます。

(C委員) 委嘱式での市長のあいさつでは、審議会では白紙の状態から条例を検討すること、地域の自立の実現のために自治の基本理念や市政運営の基本原則などを定めること、平成21年3月を制定の目標とすること、多くの市民の参画を得ることについて話があったと記憶しています。このことから、出来るだけ具体的な条例案を目指すべきではないのでしょうか。

(H委員) 答申するという事は決まっていますが、答申の内容や体裁は審議会に任されています。【資料1】は、あくまで詳細なスケジュールを決めるための参考資料だということだと思ひます。

(会長) 運営部会(暫定)で議論し、作成いただいた【資料1】についてですが、大まかなスケジュールです。審議会では少なくとも条例案に近いものを目指していくということを全体の合意としたいのですが、いかがでしょうか。

・会長が各委員に確認をし、委員全員が了承した。

合意決定事項

・審議会のスケジュールについて、原案【資料1】のとおり決定した。

(2) 審議会の組織体制について

・運営部会(暫定)の部会長(副会長)が、【資料2】(越谷市自治基本条例審議会組織図(修正案))及び【資料3】(部会構成(案))に基づき、審議会の組織体制、各部会の構成について説明を行った。

(説明の内容については説明資料「暫定運営部会からの報告」を参照)

・事務局が、【資料4】(越谷市自治基本条例審議会運営要領(修正案))について説明を行った。

- (会 長)運営部会(暫定)の部会長及び事務局からの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
- (I委員)【資料3】の前文や基本理念については、部会ではなく全体会で話し合うべきだと思います。
- (副会長)各部会の共通検討事項については、各部会での案を運営・調整委員会で調整し、全体会で話し合いたいと思います。最初から全体で話し合うのではなく、各部会で話し合ってからの方がスムーズに議論が進むと考えています。
- (D委員)前文に関しては、皆で議論するのではなく、思いのある人が書いて、その中からエッセンスを抽出したらどうでしょうか。
- (会 長)運営部会(暫定)に出席していない委員にも理解できるように、運営・調整委員会の「調整する」という意味について説明して下さい。
- (副会長)運営・調整委員会の「運営」とは、全体のスケジュール管理をするという意味です。また、「調整」とは各部会の案を調整するという事です。各部会共通の項目では、各部会から出てきた案をいきなり全体で話し合うのは難しいと思います。運営・調整委員会で、ある程度のたたき台を作成し、全体会に提示しようと考えています。基本理念部会を作ろうという意見も出ましたが、やはり基本理念などの共通項目は全員で話し合いたいという意見が多く、各部会で話し合うことにしました。
- (J委員)運営・調整委員会で、各部会から出てきた内容について、白黒を決めるというわけではないということですか。
- (副会長)幅を持たせた状態で全体会に提示します。交通整理は必要かと思いますが、原則は全体会で決めていく、ということです。
- (会 長)運営・調整委員会と各部会の役割、関わりについてご理解いただけたかと思います。各部会で話し合った事を、運営・調整委員会でひとつの方向で出せるものについては案として諮り、全体会で審議していくという方向で進めたいと思います。
- (H委員)運営・調整委員会には、調整機能と運営機能があります。調整機能では、各部会から必ず1名は出席する必要があります。部会の運営・調整委員が全員欠席する場合は、同じ部会から代理を出すことが出来るなどとして、各部会の構成員がもれなく出席するようにすることが必要だと思います。また、運営機能については、結論の出たことしか提案出来ないということでは先に進みません。柔軟であるべきだと思います。
- (C委員)【資料2】には、懇談会を誰が担当するのかが明記されておられません。市内の各団体のスケジュールを抑えるためには、すぐにでも行動しないと日程調整が間に合わない可能性があります。懇談会の担当を明確にする必要があると思います。
- (副会長)市民参画担当を作って、出来るだけ早期にスタートした方がいいと思いますが、運営・調整委員会で議論をし、次回の会議で説明したいと思います。
- (会 長)運営・調整委員会で懇談会のあり方や方法を決めていただくということ、ここで決めたいと思います。【資料2】、【資料3】及び【資料4】の原案を承認する件、運営・調整委員会に詳細なスケジュールを決める権限を与える件、承認いただけますでしょうか。
- ・会長が各委員に確認をし、委員全員が了承した。

合意決定事項

- ・審議会の組織体制について原案【資料2】、【資料3】及び【資料4】のとおり決定した。
- ・運営・調整委員会に詳細なスケジュールを決める権限を与えることとした。

(3) 部会構成員等の選出について

- ・事務局が用紙を配布し、所属する部会の希望を書面で募り、人数の調整を行った。
- ・第1部会に10名、第2部会に8名、第3部会に9名の委員が所属することになった。
- ・欠席者については、各人の希望を勘案の上、会長が調整することとなった。

- ・第1部会が第2委員会室、第2部会が第3委員会室、第3部会が第4委員会室に移動し、部会長、副部会長及び運営・調整委員の選出を行った。
- ・選出後、第1委員会室に戻り、運営・調整委員会に選出された各委員が挨拶を行った。

合意決定事項

- ・第1部会は部会長に伊藤委員、副部会長に田部井委員、運営調整委員に山口委員を選出した。
- ・第2部会は部会長に小河原委員、副部会長に高橋委員、運営調整委員に有元委員を選出した。
- ・第3部会は部会長に東委員、副部会長に櫻井（隆）委員を選出した。

(4) 次回の会議日程について

- ・会長が次回の会議（第3回 会議）の日程について提案し、6月7日（土）越谷市役所第二庁舎5階大会議室で開催することが決定した。

合意決定事項

- ・次回、第3回会議を6月7日（土）に越谷市役所第二庁舎5階 大会議室で開催することとした。

4 その他

- (L委員) 懇談会等で使用する名刺のようなものを作って欲しいと思います。
- (事務局) 運営・調整委員会で協議していただければと思います。

5 閉会（佐々木副会長）

- ・運営・調整委員会 第1回会議をこのあと第2委員会室で行うことを決定した。

以上

この会議録は、会議内容と相違ないことをここに認め署名する。

平成20年6月7日

越谷市自治基本条例審議会

署名委員

伊 東 紀久江
植 竹 将 之